

浪江町都市計画審議会 議案書

議案第1号

浪江都市計画下水道の変更について

浪江都市計画下水道の変更

(浪江町決定)

令和2年度

福島県浪江町

浪江都市計画下水道の変更(浪江町決定)

浪江都市計画公共下水道「2. 排水区域」及び「3. 下水管渠」中放流渠を次のように変更し、請戸川右岸1号雨水幹線を廃止する。

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 汚水 面積 約410ha (処理区域約410ha)

雨水 面積 約388ha (排水区域約388ha)

3. 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
放 流 渠	なみえまちおおあざなしお 浪江町大字棚塩 あざよた 字豊田	なみえまちおおあざきたきよはし 浪江町大字北幾世橋 あざどうのさく 字堂ノ迫	

理 由

(1) 汚水処理区域

汚水処理区域は以下の理由により変更しようとするものです。

- ・既決定区域約532haのうち、公共下水道の整備が完了している約366haを除く約166haの区域は、東日本大震災による津波被害で被災し災害危険区域に指定された地区も含まれており、将来的な町民帰還地の把握が困難なことから、効率的な污水収集の見通しも難しい状況です。よって、処理区域から約166haの区域を削除し、公共下水道計画区域外の住民の生活排水処理は合併処理浄化槽で対応する方針とするものです。
- ・東日本大震災からの復興のため整備を行う災害公営住宅整備事業地区の一部である約3haを新たに処理区域に含めるものです。
- ・農業集落排水事業で整備を行った高瀬地区は、供用開始から25年が経過しており、処理場設備の老朽化が進行していることから、処理施設を廃止し、新たに管路を公共下水道へ接続し、公共下水道にて効率的に污水処理を行うこととするため、高瀬地区農業集落排水事業区域約41haを新たに処理区域に含めるものです。

(2) 雨水排水区域

近年大規模な浸水被害が発生していないことから、東日本大震災以降の土地利用状況を考慮し、公共下水道事業として整備を行う雨水排水区域は用途指定地域（工業、工業専用地域を除く）の範囲とし、約7haの区域を削除するものです。

(3) 下水管渠

東日本大震災により被災した放流渠の復旧にあたり、起点位置を変更しようとするものです。

また、請戸川1号雨水幹線は集水面積1,000ha未満の管渠であることから、幹線としての位置付けを廃止するものです。

(新旧対照表)

浪江都市計画下水道の変更(浪江町決定)

1. 下水道の名称

浪江町公共下水道

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 汚水 面積 約532ha (処理区域約532ha)

約410ha (処理区域約410ha)

雨水 面積 約395ha (排水区域約395ha)

約388ha (処理区域約388ha)

注) 「上段」: 変更前 「下段」: 変更後

3. 下水管渠

「上段」: 変更前

「下段」: 変更後

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
放 流 渠	なみえまちおおあぎたなしお 浪江町大字棚塩 あぎたのおおやち 字北大谷地 なみえまちおおあぎたなしお 浪江町大字棚塩 あぎとよた 字豊田	なみえまちおおあぎたきよはし 浪江町大字北幾世橋 あぎどうのさく 字堂ノ迫	
請 戸 川 右 岸 1 号 雨 水 幹 線	なみえまちおおあぎかわぞえ 浪江町大字川添 あぎよのぶ 字清信	なみえまちおおあぎかわぞえ 浪江町大字川添 あぎよのぶ 字清信	

4. その他施設

「上段」: 変更前

「下段」: 変更後

名 称	位 置	備 考
幾内中継ポンプ場	なみえまちおおあぎたきよはしあぎつしまえ 浪江町大字北幾世橋字辻前	汚水、1,500m ²
不動雨水ポンプ場	なみえまちおおあぎごんげんどうあぎまちば 浪江町大字権現堂字町場	雨水、3,250m ²
浪江浄化センター	なみえまちおおあぎたきよはしあぎどうのさく 浪江町大字北幾世橋字堂ノ迫	約47,000m ²

・新たに都市計画に含まれる土地の区域 [汚水処理区域]

双葉郡浪江町大字^{きよはし}幾世橋のうち

字^{らいふくじまえ}来福寺前の全部の区域並びに、字^{ながたひがし}長田東、字^{らいふくじひがし}来福寺東、字^{らいふくじにし}来福寺西の各一部

双葉郡浪江町大字^{たかせ}高瀬のうち

字^{はらだ}原田の全部の区域並びに、字^{うしわたかわら}牛渡川原、字^{つかこし}塚越、字^{さくらぎ}桜木、字^{はったんぼら}八反原、字^{こみどう}込堂、字^{ひがしはったんぼら}東八反原、字^{あなだ}穴田、字^{こだかせさく}小高瀬迫、字^{こだかせはら}小高瀬原、字^{すわ}諏訪、字^{すわはら}諏訪原、字^{ほりうち}堀内、字^{しみず}清水、字^{こやまさく}小山迫、字^{じょうろく}丈六、字^{にしはら}西原の各一部の区域

双葉郡浪江町大字^{さかい}酒井のうち

字^{じょうろく}丈六の一部の区域

・都市計画から除外される土地の区域 [汚水処理区域]

双葉郡浪江町大字^{さかた}酒田のうち

字^{ひがしいちちようめ}東一丁目、字^{ひがしにちちようめ}東二丁目、字^{ひがしさんちちようめ}東三丁目、字^{かわら}川原、字^{ふるうち}古内の各一部の区域

双葉郡浪江町大字^{にしだい}西台のうち

字^{きたおおくら}北大倉、字^{みなみおおくら}南大倉、字^{おおくら}大倉、字^{さかした}坂下、字^{かみかわら}上川原、字^{しもかわら}下川原の各一部の区域

双葉郡浪江町大字^{ごんげんどう}権現堂のうち

字^{きたじゆんれいかわら}北順礼川原の一部の区域

双葉郡浪江町大字^{きたきよはし}北幾世橋のうち

字^{きたはら}北原、字^{きない}幾内、字^{よこまち}横町、字^{はばした}羽場下、字^{おおまち}大町、字^{ひろうち}広内、字^{あらい}荒井、字^{あらいまえ}荒井前、字^{きたみかど}北御門、字^{まちじり}町尻、字^{きょうつか}経塚、字^{やくしがけ}薬師欠の各一部の区域

双葉郡浪江町大字^{たなしお}棚塩のうち

字^{しもはまだ}下浜田、字^{えつぶくどう}越福堂、字^{すなだ}砂田、字^{しんやしき}新屋敷、字^{にしやち}西谷地、字^{たての}館野、字^{まちだ}町田、字^{あなだ}穴田、字^{なかますくら}中舂倉、字^{かみあらいまえ}上荒井前、字^{あらいまえ}荒井前、字^{もとまち}本町、字^{まえはた}前畑、字^{ふるかわ}古川、字^{ふるやしき}古屋敷、字^{おおやち}大谷地の各一部の区域

双葉郡浪江町大字^{かわぞえ}川添のうち

字^{かみかくら}上加倉、字^{きたうえのはら}北上ノ原、字^{つみした}堤下、字^{なかうえのはら}中上ノ原、字^{きたおおさか}北大坂、字^{みなみおおさか}南大坂、字^{みなみうえのはら}南上ノ原、字^{しもたかつか}下高塚、字^{かみたかつか}上高塚、字^{ひじりさわ}聖沢、字^{ふたまた}二又、字^{おまるだ}小丸田、字^{かみそりまち}上反町、字^{なか}中反町、字^{はつとまき}八斗蒔、字^{とうしうち}東師内、字^{たじりた}田尻田、字^{てらまえ}寺前、字^{せたまえ}瀬田前、字^{なかのめ}中ノ目、字^{さの}佐野、字^{さんとまき}三斗蒔、字^{きよのぶ}清信の各一部の区域

双葉郡浪江町大字^{たじり}田尻のうち

字^{おか}みどりが丘、字^{たじり}田尻、字^{さんや}山野、字^{ひじりさわ}聖沢、字^{ひがしはた}東畑の各一部の区域

双葉郡浪江町大字^{かくら}加倉のうち

字^{めくらすわ}目倉沢、字^{しもかくら}下加倉の各一部の区域

双葉郡浪江町大字^{おのだ}小野田のうち

字^{ひじりさわ}聖沢の一部の区域

双葉郡浪江町大字^{ひわたし}樋渡のうち

字^{つちぶち}土渕、字^{たけはな}竹の花、字^{つちぶちかわはら}土渕川原の各一部の区域

双葉郡浪江町大字^{うしわた}牛渡のうち

字^{おおぞえ さわめ}大添、字^{うげど}沢目の各一部の区域

双葉郡浪江町大字^{うげど}請戸のうち

字^{みなみくぼ なかじま やち はた}南久保、字^{ますくら ふるかわ かくはた}中島、字^{さしまつか きたくぼ だいしどう ながたぼう かわら よしざき もとまち}谷地畑の全部の区域並びに、字^{ひがしむかい}舂倉、字^{しばくさ みょうじんまえ しんまち いかづち}古川、字^{おつか のきた おだん のにし}角畑、字^{こ やち もつたいら うきぬま かみやち}佐島塚、字^{なかはま}北久保、字^{ながたぼう}大師堂、字^{ひがしむかい}長田坊、字^{おつか のきた}川原、字^{おだん のにし}芳崎、字^{おだん のにし}本町、字^{こ やち もつたいら}東迎、字^{うきぬま}芝草、字^{かみやち}明神前、字^{なかはま}新町、字^{うきぬま}雷、字^{おつか のきた}御塚ノ北、字^{おだん のにし}御壇ノ西、字^{こ やち もつたいら}小谷地、字^{うきぬま}持平、字^{かみやち}浮沼、字^{なかはま}上谷地の各一部の区域

双葉郡浪江町大字^{なかはま}中浜のうち

字^{ながぬま}長沼の一部の区域

双葉郡浪江町大字^{もろたけ}両竹のうち

字^{もつたいら}持平、字^{もろたけ}カブメキの各一部の区域

・都市計画から除外される土地の区域〔雨水排水区域〕

双葉郡浪江町大字^{かわぞえ}川添のうち

字^{きたうえの はら なかうえの はら}北上ノ原、字^{なかうえの はら}中上ノ原の各一部の区域

双葉郡浪江町大字^{かくら}加倉のうち

字^{めくらさわ しもかくら}目倉沢、字^{しもかくら}下加倉の各一部の区域

・都市計画から除外される土地の区域〔放流渠〕

双葉郡浪江町大字^{たなしお}棚塩のうち

字^{きたおおやち すなだ しもはまだ とよた}北大谷地、字^{すなだ}砂田、字^{しもはまだ}下浜田、字^{とよた}豊田の各一部の区域

・都市計画から除外される土地の区域〔請戸川右岸1号雨水幹線〕

双葉郡浪江町大字^{かわぞえ}川添のうち

字^{きよのぶ}清信の一部の区域

都市計画変更の経緯

年 月 日	事 項	決定権者	備 考
昭和51年1月26日	当初決定	福島県	排水区域 368ha 第1汚水幹線、第2汚水幹線、第3汚水幹線、第4汚水幹線及び放流渠 請戸川右岸第1雨水幹線、請戸川右岸第2雨水幹線、請戸川右岸第3雨水幹線、請戸川右岸第4雨水幹線、牛渡川右岸第1雨水幹線及び牛渡川右岸第2雨水幹線 浪江町終末処理場 請戸川右岸中継ポンプ場 請戸川右岸雨水ポンプ場
昭和60年3月1日	第1回変更	浪江町	排水区域 368ha 第1汚水幹線、第2汚水幹線、第3汚水幹線、第4汚水幹線及び放流渠の口径又は延長の変更 請戸川右岸第2雨水幹線、請戸川右岸第3雨水幹線、請戸川右岸第4雨水幹線及び牛渡川右岸第1雨水幹線の口径又は延長の変更 浪江町終末処理場の敷地面積の変更
平成5年3月1日	第2回変更	浪江町	排水区域の拡大(368→395ha) 100ha未満の管渠の廃止（第1汚水幹線及び請戸川右岸第1雨水幹線の口径又は延長の変更、第2汚水幹線、第3汚水幹線、第4汚水幹線、請戸川右岸第2雨水幹線、請戸川右岸第3雨水幹線、請戸川右岸第4雨水幹線、牛渡川右岸第1雨水幹線及び牛渡川右岸第2雨水幹線の廃止） 浪江町終末処理場⇒浪江浄化センター 請戸川右岸中継ポンプ場⇒幾内中継ポンプ場 請戸川右岸雨水ポンプ場⇒不動雨水ポンプ場
平成18年3月10日	第3回変更	浪江町	排水区域の拡大(395→532ha) 1000ha未満の管渠の廃止（第1汚水幹線の廃止）

下水道計画区域【汚水処理区域】

今回計画において未整備地区の削除、幾世橋住宅団地（災害公営住宅）及び高瀬地区の拡張を行うことにより、全体計画区域面積（汚水）は以下ようになる。

浪江町公共下水道全体計画区域面積（汚水）

（単位：ha）

処理分区	既全体計画 (平成17年度)	変更面積	今回計画面積 (令和2年度)	備 考
請戸川右岸	439.37	-86.37	353.00	拡張 3.00ha 削除 89.37ha
請戸川左岸 (上流)	13.00	-13.00	—	
請戸川左岸 (下流)	18.23	-2.23	16.00	
請戸港	43.59	-43.59	—	
棚塩	17.43	-17.43	—	
高瀬	—	+41.00	41.00	
合計	531.62	-121.62	410.00	拡張 44.00ha 削除 165.62ha

浪江都市計画総括図



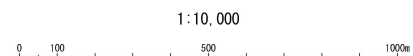
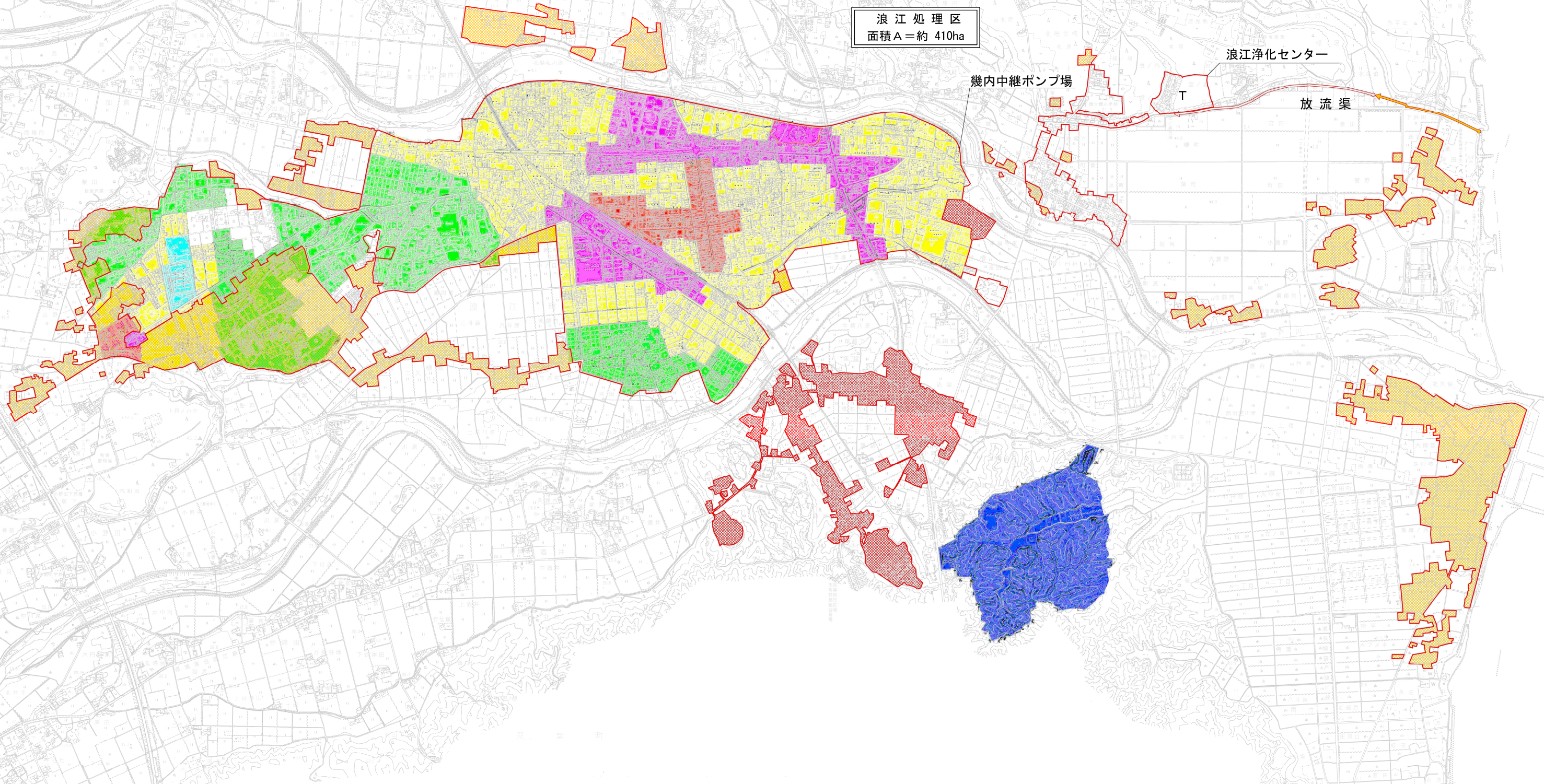
浪江処理区
面積A=約410ha

幾内中継ポンプ場

浪江浄化センター

放流渠

T



1:10,000

凡 例	
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

凡 例	
	既決定：区域 約532ha
	変更分：区域 約44ha
	廃止分：区域 約166ha
	既決定：幹線 放流渠
	廃止分：幹線 放流渠

事業名	浪江都市計画下水道事業	図面番号	1 / 1
総括図(汚水)		縮尺	1/10,000
		単位	m
事業主	福島県浪江町	設計	

下水道計画区域【雨水排水区域】

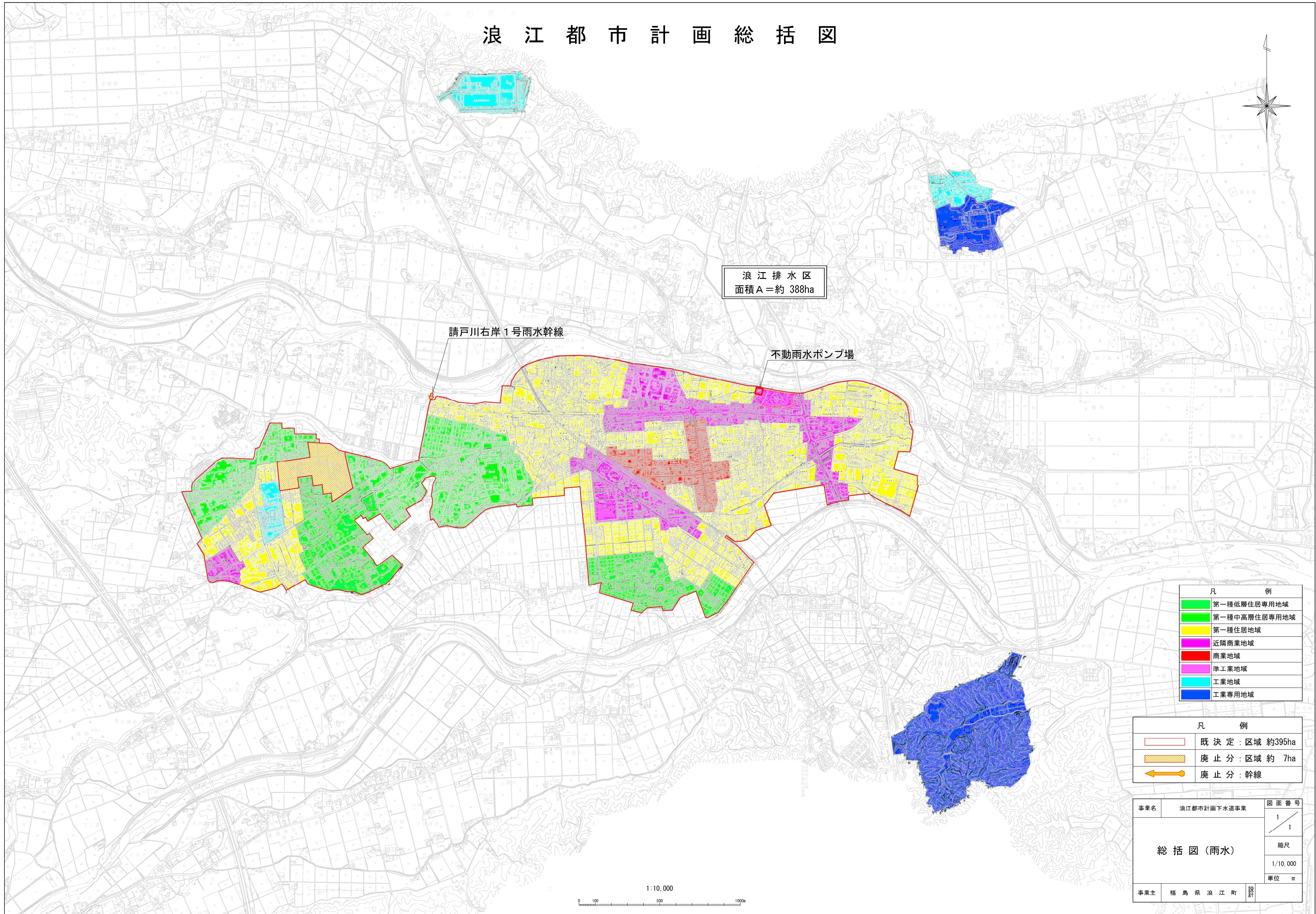
今回計画において、公共下水道事業として整備を行う雨水排水区域を用途指定地域（工業、工業専用地域を除く）とすることにより、全体計画区域面積（雨水）は以下ようになる。

浪江町公共下水道全体計画区域面積（雨水）

（単位：ha）

排水区	既全体計画 (平成7年度)	変更面積	今回計画面積 (令和2年度)	備考
請戸川右岸第一	103.36	-31.14	72.22	
請戸川右岸第二	69.32	+4.16	73.48	請戸川右岸第三排水区を統合
請戸川右岸第三	4.16	-4.16	—	
請戸川右岸第四	14.05		14.05	
請戸川右岸第五	7.20	-0.09	7.11	
請戸川右岸 直接流出区域	16.59	-5.12	11.47	
牛渡川第一	95.79	-6.77	89.02	
牛渡川第二	9.79		9.79	
牛渡川第三	8.81		8.81	
牛渡川第四	5.13		5.13	
牛渡川第五	4.31		4.31	
牛渡川第六	9.15	-0.39	8.76	
牛渡川第七	10.01		10.01	
高瀬川第一	36.80	-14.45	22.35	
高瀬川第二	29.90	-0.41	29.49	
高瀬川第三	18.80	-0.60	18.20	
高瀬川 直接流出区域	23.93	-20.43	3.50	
請戸川左岸第一	14.30	-14.30	—	
請戸川左岸第二	5.27	-5.27	—	
請戸川左岸第三	13.84	-13.84	—	
請戸川左岸 直接流出区域	37.79	-37.79	—	
請戸川左岸(上流) 直接流出区域	22.00	-22.00	—	
請戸港第一	42.28	-42.28	—	
請戸港 直接流出区域	17.42	-17.42	—	
合計	620.00	-232.30	387.70	

浪江都市計画総括図



浪江排水区
面積A=約388ha

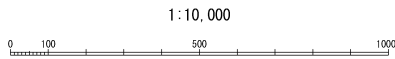
請戸川右岸1号雨水幹線

不動雨水ポンプ場

凡 例	
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

凡 例	
	既決定：区域 約395ha
	廃止分：区域 約7ha
	← 廃止分：幹線

事業名	浪江都市計画下水道事業	図面番号	1 / 1
総括図(雨水)		縮尺	1/10,000
		単位	m
事業主	福島県浪江町	設計	



1:10,000